

○汚水排出量の減量認定に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市下水道条例施行規則第12条第1項第1号ただし書に規定する「水の使用状況等によりこれにより難い特別の理由」がある場合の汚水排出量の認定に関し、必要な事項を定め、もって、業務の統一かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(認定対象)

第2条 この要綱により減量認定（下水道に排出されない水量の認定をいう。以下同じ。）を受けることのできる場合は、上水又は工業用水を使用する者の申請があり、かつ、次条各号の1に該当する場合とする。

(認定要件)

第3条 前条による減量認定を行うのは、下水道に排出されない水量（以下「減量水量」という。）が次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 減量水量が年間を通じて恒常的に、上水、工業用水、井河水、その他の使用水の合計（以下「総使用水量」という。）の20%以上のものであって、下水道に流入する排水口のすべてに、汚水排出の流量計を設置している場合。
- (2) 減量水量が年間を通じて恒常的に、総使用水量の20%以上のものであって、下水道に流入する複数の排出口のうち、同一の給水・排水系路のそれぞれに流量計を設置している場合。ただし、一つの流量計で他の系路も把握できる場合は、その流量計による。
- (3) 前各号のほか、市長が特に必要があると認める場合。

(申請)

第4条 減量認定を受けようとする者は、事前に協議のうえ、「汚水排出量（減量）認定（新規・更新）申請書」（別紙第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 申請書の提出があったときは、市長は審査のうえ、その結果を「汚水排出量（減量）認定

通知書」(別紙第3号様式)により申請者に通知をする。

(認定期間)

第6条 認定期間は5年とする。ただし、羽根車式排出流量計を設置の場合は3年とする。また、4月以降の認定にかかる初年度の期間は、その残存期間とする。その他、市長が必要と認めるときは、これを短縮することがある。

2 認定を開始する日は、認定期間による。なお、認定期間以前にさかのぼっての還付は行わない。

(認定方法)

第7条 減量認定は、原則として水道局検針日から次回水道局検針日までの水量をもって行うものとし、その方法は次による。

(1) 第3条第1号については、当該流量計の総排出量を汚水排出量とし認定を行う。

(2) 第3条第2号については、同一給排水系路別の総給水量から総排出量を減じた差の合計を減量水量とし、総使用水量から減じて認定を行う。

2 第3条第1号及び2号に該当するものについて、減量水量又は汚水排出量の報告(以下「水量報告」という。)がない場合、及び減量水量が総使用水量の20%未満の場合には、当該月分の減量は行わない。

3 前各項のほか、特別の理由があるときは、水の使用状況、その他の事実を考慮して認定を行う。

(認定事項の変更等)

第8条 認定を受けている者は、第5条による認定内容に変更が生じたときは、直ちに、「汚水排出量(減量)認定変更申請書」(別紙第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(更新手続等)

第9条 認定の更新をしようとする者は、認定期間満了日の1か月前までに、「汚水排出量(減量)認定(新規・更新)申請書」(別紙第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定を受けた者の義務)

第10条 第5条の認定を受けた者は、この要綱を遵守するほか、次の各号を守らなければならない。

(1) 毎月の水量報告は、「減量検針報告書」(別紙第4号様式)により、水道局検針日(工水及び

井河水については月初めに検針し、月末までに提出すること。

- (2) 毎月の報告数値の関係明細資料等については1年間保存し、本市が閲覧を申し出たときは、これに応じること。
- (3) 本市職員が行う立ち入り認定調査については協力すること。
- (4) その他、本市の指示に従うこと。

(義務不履行に対する措置)

第11条 前条に定める義務を遵守しないとき、その他、申請内容に誤り等があったときは、市長は認定の取り消しができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以前に汚水排出量の減量認定を受けている者については、施行日から3ヵ年間については、なお従前の例によるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

汚水排出量（減量）認定（新規・更新）申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地

申請者 会 社 名

代表者 氏 名

（ 担当者 所属 :

氏 名 :

電 話 :

汚水排出量の減量認定（新規・更新）について、次のとおり申請します。

なお、申請内容が事実と相違する場合には、認定を取り消されても異議を申しません。

記

1 使用場所 ・住 所

・事業所名（又は工事名称）

2 申請内容（1）排水口流量計の水量による減量認定

（2）給水・排水流量計の水量による減量認定

（3）その他

〔

〕

3 使用水（1）上水 （2）工業用水 （3）その他（ ）

4 申請理由

添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 給水・排水配管図（平面・立面）
- (3) 流量計の設置場所詳細図
- (4) フローチャート図（水の流れ及び計算式）
- (5) 設置流量計の概要図書（カタログ等）
- (6) 上水、工水、井河水等の使用実績資料又は減量実績資料
- (7) その他、申請内容に関する資料

(注) 更新申請の場合においては、前回申請時と認定内容に変更なければ添付書類不要

変更がある場合は、変更にかかる添付書類を提出すること

工事にかかる減量申請の場合は（6）は不要

その他、添付書類については、担当課の指示を受けること

汚水排出量（減量）認定変更申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地

申請者 会 社 名

代表者 氏 名

（ 担当者 所属：
氏名：
電話： ）

汚水排出量の減量認定の変更について、次のとおり申請します。

なお、申請内容が事実と相違する場合には、認定を取り消されても異議を申しません。

記

1 使用場所 ・住 所

・事業所名（又は工事名称）

2 申請内容 （1）認定要件の変更

（2）廃止（認定期間の変更）

（3）名称・住所等の変更

（4）その他

〔 〕

3 使用水 （1）上水 （2）工業用水 （3）その他（ ）

4 変更内容

変更前

変更後

5 変更理由

6 変更年月日（変更の事由が発生する日） 年 月 日

添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 給水・排水配管図
- (3) フローチャート図（水の流れ及び計算式）
- (4) 流量計の設置場所詳細図（写真添付）
- (5) 設置流量計の概要図書
- (6) その他、申請内容に関する資料
- (7) 上水・工水・井河水等の使用実績資料又は減量実績資料

（注）添付書類については（1）～（7）において変更があるものについて添付すること。

「2 申請内容（2）」の場合は、添付書類不要。

その他、添付書類は担当課の指示を受けること。

汚水排出量（減量）認定通知書

第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

（ 担 当 局 :
電 話 : ）

さきに申請のありました汚水排出量の減量認定（新規・更新・変更）については、次のとおり（認定・却下）しましたので通知します。

記

- 1 認定場所 ・住 所
・事業所名（又は工事名称）
- 2 認定要件 （1）排水口流量計の水量による減量認定
（2）給水・排水流量計の水量による減量認定
（3）その他
〔 〕
- 3 認定対象水 （1）上水 （2）工業用水 （3）その他（ ）
- 4 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 認定内容(却下理由)

6 遵守事項

- (1) 減量報告書は、原則として減量検針報告書(別紙第4号様式)により水道局検針日に検針し、当月末までに提出すること。なお、報告がない場合、及び、減量水量が認定要件に満たない場合には、当該月分の減量を行わない。
- (2) 毎月の報告数値の関係明細資料等については1年間保存し、本市が閲覧を申し出たときは、これに応じること。
- (3) 本市職員が行う立ち入り認定調査については協力すること。
- (4) 認定内容に変更が生じたときは、直ちに、汚水排出量(減量)認定変更申請書(別紙第2号様式)を提出すること。
- (5) 認定の更新をしようとする者は、認定期間満了日の1か月前までに、汚水排出量(減量)認定(新規・更新)申請書(別紙第1号様式)を提出すること。
- (6) その他、本市の指示事項に従うこと。

上記各事項を遵守しないとき、その他、申請内容等に誤りがあったときは、認定の取り消しをする。

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に書面により、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
 2. 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大阪市長を被告として(訴訟において大阪市長を代表するものは、大阪市長となります。)、提起することができます。
- なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

減量検針報告書

年 月 日

大阪市建設局長 様

申請者 所在地
会社名

担当者 所属：

氏名：

電話：

年 月分 検針を次のとおり報告します。

(月 日 現在)

区分	前回指示数	今回指示数	差 引	備考

注意事項

- (1) 減量報告書は、原則として水道局検針日に検針し、月末までに上記あて送付すること。
なお、報告がない場合、及び減量水量が認定要件に満たない場合には、当該月分の減量を行わない。
- (2) 毎月の報告数値の関係明細資料等については1年間保存し、本市が閲覧を申し出たときは、これに応じること。
- (3) 本市職員が行う立ち入り認定調査については協力すること。
- (4) 認定内容に変更が生じたときは、直ちに、汚水排出量(減量)認定変更申請書(別紙第2号様式)を提出すること。
- (5) 認定の更新をしようとする者は、認定期間満了日の1か月前までに、汚水排出量(減量)認定更新申請書(別紙第1号様式)を提出すること。
- (6) その他、本市の指示事項に従うこと。

上記各事項を遵守しないとき、その他、申請内容等に誤りがあったときは、認定の取り消しをする。